

第 7 参考資料

○特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年 総務省令第40号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この省令は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（令第29条の4第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定共同住宅等 令別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物及び同表（16）項イに掲げる防火対象物（同表（5）項イ及びロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（5）項イ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも100平方メートル以下であって、同表（5）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。
- 一の二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であって、令別表第1（5）項イ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。
- 一の三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の二第1項又は第3項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。
 - イ 令別表第1（6）項ロ（1）に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 - ロ 令別表第1（6）項ロ（5）に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275平方メートル以上のものに限る。）

- 二 住戸等 特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舍の寝室及び各独立部分で令別表第1（5）項イ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。
- 三 共用室 特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
- 四 共用部分 特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。
- 五 階段室等 避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定するものをいう。）等で区画されていない場合にあっては当該階段）をいう。
- 六 開放型廊下 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。
- 七 開放型階段 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。
- 八 二方向避難型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- 九 開放型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- 十 二方向避難・開放型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- 十一 その他の特定共同住宅等 前3号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。
- 十二 住宅用消火器 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第2号に規定するものをいう。
- 十三 共同住宅用スプリンクラー設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第1号の二に規定する小区画型ヘッドをいう。以下同じ。）、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

十四 共同住宅用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和５６年自治省令第１９号）第２条第７号に規定するものをいう。以下同じ。）、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和５６年自治省令第１７号。以下「感知器等規格省令」という。）第２条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）、戸外表示器（住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。）等で構成され、かつ、自動試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和５６年自治省令第１８号。以下「中継器規格省令」という。）第２条第１２号に規定するものをいう。）又は遠隔試験機能（中継器規格省令第二条第１３号に規定するものをいう。以下同じ。）を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第二条第１９号の３に規定するものをいう。以下同じ。）の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十五 住戸用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十六 共同住宅用非常警報設備 特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

十七 共同住宅用連結送水管 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

十八 共同住宅用非常コンセント設備 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。

（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第３条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下「初期拡大抑制性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		

二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第3項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第3項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第3項第二号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災

			報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第3項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第3項第二号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
--	-----------------	---	---

- 2 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	屋内消火栓設備（次項第2号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。以下同じ。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備

	11以上のもの	屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特	地階を除く階数が	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備

定共同住宅等	10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

3 前2項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 住宅用消火器及び消火器具（令第10条第1項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設置すること。

ロ 消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等（以下この号において「共用部分等」という。）に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように、令第10条第2項並びに規則第6条から第9条まで（第6条第6項を除く。）及び第11条に定める技術上の基準の例により設置すること。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる。

二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ 次の（イ）から（ハ）に掲げる階又は部分に設置すること。

（イ） 特定共同住宅等の11階以上の階及び特定住戸利用施設（10階以下の階に存するものに限る。）

（ロ） 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階（（イ）に掲げる階及び部分を除く。）

（ハ） 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3千平方メートル未満のものの階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあっては1000平方メートル以上、4階以上10階以下の階にあっては1500平方メートル以上のもの（（イ）に掲げる階及び部分を除く。）

ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室（建築基準法第二条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）及び収納室（室の面積が4平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設けること。

- ハ スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第14条第1項第7号の規定の例により設けること。
 - ニ 水源の水量は、4立方メートル以上となるように設けること。
 - ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で放水することができる性能のものとする。
 - ヘ 非常電源は、規則第14条第1項第6号の二の規定の例により設けること。
 - ト 送水口は、規則第14条第1項第6号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。
 - チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。
- 三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。
- イ 共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域（火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号において同じ。）は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。ただし、当該警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。
 - ロ 1の警戒区域の面積は、1500平方メートル以下とし、その1辺の長さは、50メートル以下とすること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、1の警戒区域の1辺の長さを100メートル以下とすることができる。
 - ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第23条第4項各号（第1号ハ、第7号ヘ及び第7号の5を除く。）及び同条第7項並びに第24条の2第2号及び第5号の規定の例により設けること。
 - ニ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、次の（イ）から（ハ）までに掲げる部分の天井又は壁（（イ）の部分の壁に限る。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。
 - （イ） 住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室
 - （ロ） 倉庫（室の面積が4平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）、機械室その他これらに類する室
 - （ハ） 直接外気に開放されていない共用部分
 - ホ 非常電源は、規則第24条第4号の規定の例により設けること。
 - ヘ 住戸利用施設（令別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあって

は、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ト イからへまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 住戸用自動火災報知設備は、住戸等及び共用部分に設置すること。

ロ 住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、前号イ及びロの規定の例によること。

ハ 住戸用自動火災報知設備の感知器は、前号ハ及びニの規定の例によること。

ニ 住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ホ 共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができること。

へ イからホまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

4 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（前項第2号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（前項第2号イに掲げる部分のうち14階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第13条第2項第1号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 10階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして同条第2項第3号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第４条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が６以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

		誘導灯及び誘導標識	
	地階を除く階数が6以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備

- 2 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具	共同住宅用自動火災報知設備

		具又は非常 警報設備	
--	--	---------------	--

- 3 前2項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第3項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 4 前条第3項第3号又は第4号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第1項及び第二項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。
- 5 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

（必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第5条 特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等に限る。）において、消防隊による活動を支援する性能（以下「消防活動支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等（連結送水管及び非常コンセント設備に限る。）に代えて用いることができる必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とする。

- 2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 共同住宅用連結送水管は、次のイからハまでに定めるところによること。
 - イ 放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。
 - ロ 放水口は、3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から1の放水口に至る歩行距離が5十メートル以下となるように、設けること。
 - ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第29条第2項第2号から第4号まで並びに規則第30条の4及び第31条の規定の例により設置すること。
 - 二 共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。
 - イ 非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

ロ 非常コンセントは、11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から1の非常コンセントに至る歩行距離が50メートル以下となるように、設けること。

ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第29条の2第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の二の規定の例により設置すること。

附 則

この省令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年12月26日総務省令第155号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成22年2月5日総務省令第8号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成23年9月22日総務省令第131号）

この省令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月27日総務省令第16号）

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月27日総務省令第28号） 抄

この省令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月27日総務省令第22号） 抄

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則 （平成27年2月27日総務省令第10号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条、第3条及び附則第2条の規定 平成28年4月1日
（経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等（第3条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下この条において「新令」という。）第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が11以上のものの10階以下の階に存する同条第1号の3に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンク

ラー設備が新令第3条第3項第2号イの規定に適合しないときは、同条第2項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第3項第2号イの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 （平成30年3月30日総務省令第19号）

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の1部を改正する法律の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。

附 則 （平成30年6月1日総務省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

○特定共同住宅の位置、構造及び設備を定める件

平成17年3月25日

消防庁告示第2号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号の規定に基づき、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定めるものとする。

第2 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 特定共同住宅等 省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。
- 2 通常用いられる消防用設備等 令第29条の4第1項に規定する通常用いられる消防用設備等をいう。
- 3 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等をいう。
- 4 共用部分 省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。
- 5 階段室等 省令第2条第5号に規定する階段室等をいう。
- 6 光庭 主として採光又は通風のために設けられる空間であつて、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっているものをいう。
- 7 避難光庭 光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられているものをいう。
- 8 特定光庭 光庭のうち、第4第1号に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

第3 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備
省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

1 主要構造部が、耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。

2 共用部分の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）でしたものであること。

3 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。

（1）床又は壁は、耐火構造であること。

（2）住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られていること。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が0.15メートル以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01平方メートル以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、0.9メートル以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

イ 上下に設けられた開口部（直径0.15メートル以下の換気口等及び相互間の距離が3.6メートル以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられていること。

ロ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。

（3）住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによること。

イ 開口部（（イ）から（ハ）までに掲げる換気口等を除く。）には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられていること。

（イ）直径0.15メートル未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）

（ロ）直径0.15メートル以上の換気口等であつて、かつ、防火設備が設けられているもの。

（ハ）（イ）及び（ロ）に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等

ロ 開放型特定共同住宅等（省令第2条第9号に規定する開放型特定共同住宅等をいう。）及び2方向避難・開放型特定共同住宅等（省令第2条第10号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等をいう。）以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあつては、開口部の面積の合計が1の住戸等につき4平方メートル（共用室にあつては、8平方メートル）以下であること。

ハ ロの規定による1の開口部の面積は、2平方メートル以下であること。

(4) 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。

イ 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。

ロ 配管等の呼び径は、200ミリメートル以下であること。

ハ 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径300ミリメートルの円の面積以下であること。

2 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に2以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては、200ミリメートル）以上であること。

ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（イ）又（ロ）はに定めるところによるものであること。

（イ）配管は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。

（ロ）別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が1体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

ヘ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

第4 特定光庭の基準等

一 特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。

（1）光庭に面する1の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下「火災住戸等」という。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が10キロワット毎平方メートル未満であること。

（2）光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものであること。

イ 火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が3キロワット毎平方メートル未満であること。

ロ 避難光庭にあっては次に定めるところによること。

（イ）避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であること。

（ロ）（イ）により求めた値が2.5以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が4ケルビン以上上昇しないこと。

二 特定共同住宅等に特定光庭が存する場合にあっては、当該光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第10号に規定する給湯湯沸設備及び同条第2号に規定するふろがまをいう。以下同じ。）は、次に定める基準に適合するものであること。

（1）廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによること。

イ 特定光庭に面する1の開口部の面積が2平方メートル以下であり、かつ、1の住戸等の開口部の面積の合計が4平方メートル以下であること。ただし、当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ロ 特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の50分の1以上であること。

（2）特定光庭（（1）に定めるものを除く。）に面する開口部にあつては、次に定めるところによること。

イ 開口部には、防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（（ロ）の特定光庭に面するものにあつては、4階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあつては、この限りでない。

（イ）特定光庭に面して階段（平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭

（ロ）その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が1平方メートル以上のものに限る。）が存する特定光庭

ロ 異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによること。ただし、住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離1・5メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあつては、0・9メートル）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない

（イ）同1の壁面に設けられるもの（当該開口部相互間の壁面に0・5メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）にあつては、0・9メートル以上

（ロ）異なる壁面に設けられるものにあつては、2・4メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあつては、2メートル）以上

ハ 異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離は、1・5メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合は、0・9メートル）以上（同1壁面上の当該開口部相互間の壁面に0・5メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）であること。ただし、同1の壁面に設けられる場合にあつては、当該開口部の側端から水平方向に0・9メートル、異なる壁面に設けられる場合にあつては、当該開口部

の側端から2.4メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、2メートル）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。

ニ 1の開口部の面積が1平方メートル以下であり、かつ、1の住戸等の1の階の開口部の面積の合計が2平方メートル以下であること。

（3）特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 平成十4年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り設置することができること。

ロ 防火上有効な措置が講じられたものであること。

附則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

特定共同住宅等の構造類型を定める件

平成17年3月25日

消防庁告示第3号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第8号から第10号までの規定に基づき、特定共同住宅等の構造類型を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第2条第8号から第10号までに規定する特定共同住宅等の構造類型を定めるものとする。

第二 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定共同住宅等 省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。
- 二 共用部分 省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。
- 三 階段室等 省令第2条第5号に規定する階段室等をいう。
- 四 階段室型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等をいう。
- 五 廊下型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等をいう。
- 六 特定光庭 平成17年消防庁告示第2号第2第8号に規定する特定光庭をいう。

第3 二方向避難型特定共同住宅等

一 省令第2条第8号に規定する二方向避難型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第3及び第4において同じ。）において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等（当該住戸等が避難階に存する場合にあっては地上。以下第3において同じ。）まで安全に避難できるようにするため、次号に定めるところにより、2以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。以下同じ。）を確保していると認められるものとする。

二 二方向避難型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

(1) 廊下型特定共同住宅等の階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面していること。

(2) 住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が、避難上有効に設けられていること。

(3) バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。

(4) 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。

イ 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

ロ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

ハ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

(5) 住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができること。ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。

第4 開放型特定共同住宅等

一 省令第2条第9号に規定する開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等（階段室型特定共同住宅等における階段室等に限る。以下第4において同じ。）における消火、避難その他の消防の活動に支障を生じないものとして、次号に定めるところにより、廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるものとする。

二 開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

(1) すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以上離れていること。

(2) すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと。

(3) 直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合すること。

イ 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路があること。

ロ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとする。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合（当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設け

る場合にあっては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る。) にあっては、この限りでない。

(4) 廊下は、次に定めるところによるものであること。

イ すべての階の廊下は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) すべての階の廊下は、次のaからdまでに定めるところによること。

a 各階の外気に面する部分の面積(廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。)は、当該階の見付面積の3分の1を超えていること。

b 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30センチメートル以下であること。

c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1メートル以上であること。

d 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2メートル以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1メートル以上とすること。

(ロ) 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8メートルをいう。)まで煙が降下しないこと。

ロ 外気に面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、6メートル以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下であること

(5) 階段室等は、次のイ又はロに定めるところによるものであること。

イ 平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有すること。

ロ 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8メートルをいう。)まで煙が降下しないこと。

第5 二方向避難・開放型特定共同住宅等

省令第2条第10号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等であって、第3及び第4に掲げる要件を満たすものとする。

附則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件

平成17年3月25日

消防庁告示第4号

平成17年消防庁告示第2号第3第3号(4)ホ(ロ)に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、平成17年消防庁告示第2号第3第3号(4)ホ(ロ)に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管、電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定めるものとする。

第2 耐火性能

平成17年消防庁告示第2号第3第3号(4)ホ(ロ)に定める床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第百7条第2号に規定する可燃物燃焼温度をいう。）以上に上昇しないものであることについて、第3に定める耐火性能試験により確認された性能をいう。

第3 耐火性能試験

耐火性能試験は、次の各号に定めるところにより行うこと。

一 試験体は、次に定めるところによること。

(1) 試験体の材料及び構成は実際のものと同一のものとし、その大きさは、長さ2400ミリメートル、幅千800ミリメートル以上のものとする。

(2) 試験体は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部の工事の施工方法と同一の方法により作製すること。

二 試験方法は、次によること。

(1) 試験体に対して、別図に示す温度の加熱曲線により一時間火熱を加えること。

(2) 判定基準は、次のイからハまでによること。

イ 遮炎性能

(イ) 加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

(ロ) 加熱面以外の面に10秒間以上継続して火炎が出ないこと。

ロ 遮煙性能

加熱時間における煙発生量を立方メートルで表した数値に減光係数を乗じて得た値が3立方メートル毎メートル以下であること。

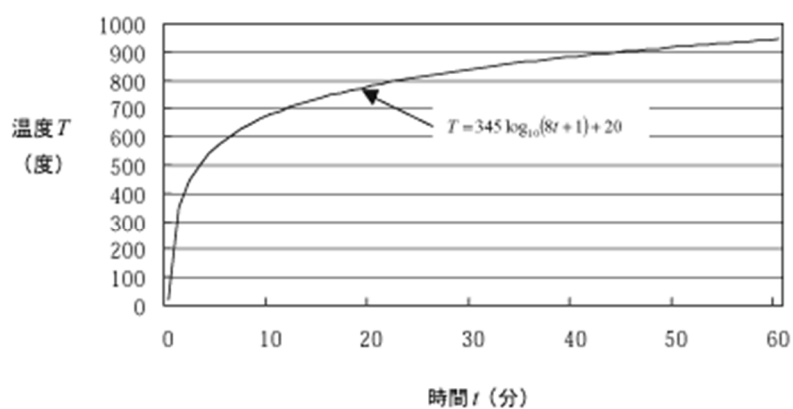
ハ 遮熱性能

加熱面以外の面の温度が473ケルビンを超えないものであること。

附則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別図



T は炉内の平均温度 単位 度)

t は経過時間 単位 分)

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持 に関する技術上の基準を定める件

平成18年5月30日 消防庁告示第17号

【改正経過】 平成22年2月5日 消防庁告示第2号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第41号）第3条第二項第二号チの規定に基づき、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第1 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第41号。以下「省令」という。）第3条第3項第二号チに 規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第2 設置及び維持に関する技術上の基準 共同住宅用スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところによること。

- (1) スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和41年自治省令第二号）第2条第1号の2に規定する小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限ること。
- (2) スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45メートル以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。
- (3) スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.6メートル以下で、かつ、一のスプリンクラーヘッドにより防護される部分の面積が13平方メートル以下となるように設けること。

二 制御弁は、次に定めるところによること。

- (1) 制御弁は、住戸、共用室（省令第二条第3号に規定する共用室をいう。以下同じ。）又は管理人室ごとに、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。
- (2) 制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。
- (3) 制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示し、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。

三 自動警報装置は、次に定めるところによること。

ただし、省令第二条第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、(6)に規定する音声警報装置(流水検知装置又は圧力検知装置から発せられたスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。)を設けないことができる。

- (1) スプリンクラーヘッドの開放により音声警報を発するものとする。
- (2) 発信部は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとし、当該発信部には、流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。
- (3) (2)の流水検知装置又は圧力検知装置にかかる圧力は、当該流水検知装置又は圧力検知装置の最高使用圧力以下とすること。
- (4) (受信部には、次に定めるところにより、表示装置を設けること。ただし、第14号において準用する消防法施行規則(昭和316年自治省令第6号。以下「規則」という。)第14条第一項第12号において準用することとされる規則第12条第一項第8号に規定する総合操作盤が設けられている場合又は共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第号。第13号において単に「告示」という。)第二二号に規定する住棟受信機(スプリンクラーヘッドが開放した旨を火災が発生した旨と区別して表示することができる措置が講じられているものに限る。)が設けられている場合にあつては、この限りでない。

イ 表示装置は、スプリンクラーヘッドが開放した階又は放水区域を覚知できるものであること。

ロ 表示装置の設置場所は、次に定めるところによること。

- (イ) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等を有する場合は、当該防災センター等に設けること。
 - (ロ) (イ)以外の場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けることができる。
- (5) 1の特定共同住宅等(省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。)に2以上の受信部が設けられているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。
- (6) 音声警報装置は、次に定めるところによること。

イ 音声警報装置(補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下同じ。))の音声警報装置を含む。以下このイ及びハにおいて同じ。)の音圧は、次に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から1メートル離れた位置で71デシベル以上であること。

(ロ) (イ)に掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第215条の2第2項第3号イの規定の例によること。

ロ 音声警報装置の設置は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を1個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

(ロ) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分(省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。)を除く。)に設ける場合規則第215条の2第2項第3号ロの規定の例によること。

ハ 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

(イ) 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(ロ) シグナルは、非常警報設備の基準(昭和418年消防庁告示第6号)第4第3号(2)に定めるところによること。

(ハ) メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

(ニ) 音声警報音は、サンプリング周波数8キロヘルツ以上及び再生周波数帯域3キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

二 音声警報を発する区域は、スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室のほか、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号。

(ロ)において「構造類型告示」という。)第2第4号に規定する階段室型特定共同住宅等当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等(省令第2条第5号に規定する階段室等(省令第2条第7号に規定する開放型階段を除く。)をいう。)のうち、6以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室並びにエレベーターの昇降路

(ロ) 構造類型告示第2第5号に規定する廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては当該階及びその直上階、一階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては当該階、その直上階及びその他の地階

ホ 音声警報の構成は、第1シグナル、メッセージ、1秒間の無音状態、第1シグナル、メッセージ、1秒間の無音状態、第2シグナルの順に連続する警報を1単位として、これを1分間以上連続して繰り返すものであること。

ヘ 住戸、共用室又は管理人室ごとに、当該住戸、共用室又は管理人室の音声警報を停止できる機能を設けることができること。

四 流水検知装置は、湿式のものとすること。

五 流水検知装置の1次側には、圧力計を設けること。

六 呼水装置は、規則第14条第1項第5号の規定の例により設けること。

七 流水検知装置又は圧力検知装置の2次側の配管には、流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下「試験弁」という。）を次に定めるところにより設けること。

(1) 試験弁の1次側には圧力計が、2次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。

(2) 試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨を表示した標識を設けること。

(3) 試験弁を開放した場合に、住戸、共用室及び管理人室の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

八 非常電源の容量は、規則第14条第1項第6号の2においてその例によることとされる規則第12条第1項第4号ロ（イ）の規定の例によるほか、警報及び表示に要する容量にあっては、次の（1）から（3）までに定める容量以上であること。

(1) 5の住戸、共用室又は管理人室に設置されている音声警報装置が1分間以上連続して鳴動することができる容量

(2) 5の作動表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が1分間以上連続して点滅することができる容量

(3) 5の制御弁表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の制御弁を閉止した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が1分間以上連続して点滅することができる容量

九 起動装置は、規則第14条第1項第8号イ（ロ）の規定の例によること。

十 操作回路の配線、表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに

流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、規則第14条 第一項第9号の規定の例によること。

十一 配管は、規則第14条 第一項第1号（各号列記以外の部分に限る。）の規定の例によること。

十二 加圧送水装置は、規則第14条 第一項第1一号（ハ（イ）を除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

（1）点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

（2）ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、240リットル毎分以上の量とすること。

十三 表示器は、告示第3第1号に規定する戸外表示器の規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、告示第3第1号に規定する戸外表示器のうち、次の（一）及び（二）に掲げる機能を有するものが設けられている場合には、当該戸外表示器によることができる。

（1）スプリンクラーヘッドが開放した場合に当該スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室の作動表示灯が点滅すること。

（2）制御弁を閉止した場合に当該制御弁に係る住戸、共用室及び管理人室の制御弁表示灯が点滅すること。

（3）作動表示灯及び制御弁表示灯は、相互に兼用することができること。

十四 規則第14条 第1項第12号の規定は、共同住宅用スプリンクラー設備について準用する。

十五 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、規則第14条 第1項第13号において適用される規則第12条 第1項第9号に規定する措置を講ずること。

附 則 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日 消防庁告示第2号） この告示は、公布の日から施行する。

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

(平成18年5月30日)(消防庁告示第18号)改正

平成20年12月26日消防庁告示第30号 同 22年2月5日同 第2号 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第3条第2項第3号イただし書及びへの規定に基づき、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。)第3条第3項第3号イただし書及びトに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共同住宅用受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号。以下「受信機規格省令」という。)第2条第7号に規定する受信機のうち、P型3級受信機又はGP型3級受信機に限る。)であって、住戸、共用室(省令第2条第3号に規定する共用室をいう。以下同じ。)及び管理人室に設ける感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第2条第1号に規定する感知器をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。
- 二 住棟受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機(受信機規格省令第2条第7号に規定する受信機をいう。)であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等(省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の関係者に報知するものをいう。
- 三 音声警報装置 共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。
- 四 補助音響装置 住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。
- 五 戸外表示器 住戸等(省令第2条第2号に規定する住戸等をいう。以下同じ。)の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第3 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第3条第3項第3号イただし書の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

(1) 共同住宅用自動火災報知設備の1の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理居室にあっては150平方メートル以下、その他の部分にあっては500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等の2の階にわたる場合又は第2号(1)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等(特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号。(3)において「構造類型告示」という。)第2第4号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)にあっては、1の階段室等(省令第2条第5号に規定する階段室等をいう。以下同じ。)に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

(3) 廊下型特定共同住宅等(構造類型告示第2第5号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに1の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

(1) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下へ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するものの煙感知器

ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが1.5メートル以上2.0メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが2.0メートル以上の場所 炎感知器
ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第2条第19号の3に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種

ト 共用室及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(2) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分(省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の廊下及び通路にあつては、歩行距離15メートルにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあつては歩行距離30メートル(3種の感知器にあつては20メートル)につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

(3) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあつては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあつては住棟受信機に接続すること。ただし、管理人室に設ける感知器にあつては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。

三 中継器は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第23条第9項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。))第二条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。)を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること。

四 配線は、規則第24条第1号(チを除く。)及び第5号の2ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(1) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置(共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

(2) 非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第12条第1項第4号ホ((ハ)を除く。)の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分の配線にあつては、規則第12条第1項第5号の規定の例によることができる。

(3) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸、共用室及び管理人室の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

五 共同住宅用受信機は、規則第24条第2号(イ及びロに限る。)及び第6号並びに第24条の2第1号(ハ及びニを除く。)及び第4号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

- (1) 住戸、共用室及び管理人室(住棟受信機を設ける管理人室を除く。)に設けること。
- (2) 住戸、共用室又は管理人室で床面積が150平方メートルを超えるものに設けないこと。
- (3) 住戸、共用室及び管理人室に設けられた共同住宅用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。
- (4) 感知器が作動した旨の警報(以下「感知器作動警報」という。)を停止できる機能を設けること。
- (5) 火災が発生した旨の警報(以下「火災警報」という。)を停止できる機能を設けることができること。

六 住棟受信機は、規則第24条第2号(ハ及びリを除く。)及び第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

- (1) 共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、当該共同住宅用受信機の警戒区域の火災表示を行うこと。
- (2) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等がない場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる。
- (3) 特定共同住宅等の棟ごとに設けること。ただし、同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合は4/6この限りでない。

七 電源は、規則第24条第3号の規定の例によるほか、共同住宅用受信機の電源にあっては、住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること。

八 非常電源は、次に定めるところによること。

- (1) 非常電源の容量は、次のイ及びロに定める容量を合算した容量であること。
 - イ 監視状態を60分間継続することができる容量
 - ロ 次の(イ)及び(ロ)に定める容量を合算した容量に系統数(30台以下の共同住宅用受信機を1の系統とし、当該系統数が5を超えるときは、5とする。)を乗じた容量

- (イ) 1の住戸、共用室又は管理人室に設けられている音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。第9号(1)及び(3)において同じ。)が10分間以上連続して鳴動することができる容量
- (ロ) 1の作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)が10分間以上連続して点滅することができる容量
- (2) 共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。

九 音声警報装置は、次に定めるところによること。

- (1) 音声警報装置の音圧は、次に定めるところによること。

- イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から1メートル離れた位置で70デシベル以上であること。
- ロ イに掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第25条の2第2項第3号イの規定の例によること。

- (2) 音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

- イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を1個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。
- ロ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分を除く。)に設ける場合 規則第25条の2第2項第3号ロの規定の例によること。

- (3) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

- イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。
- ロ シグナルは、非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号)第4第3号(2)に定めるところによること。
- ハ メッセージは、感知器作動警報にあつては女声によるものとし、火災警報にあつては男声によること。

- ニ 感知器作動警報のメッセージの内容は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

- (イ) 住戸、共用室又は管理人室の感知器が作動した場合 感知器が作動した旨及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容
- (ロ) 住戸、共用室又は管理人室以外の部分の感知器が作動した場合 感知器が作動した場所及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれ

に関する内容

ホ 火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

ヘ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分においては、感知器が作動した後、60秒以内に火災警報を発することができる場合に限り、感知器作動警報を省略することができる。

ト 音声警報音は、サンプリング周波数8キロヘルツ以上及び再生周波数帯域3キロヘルツ以上のAD—PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(4) 音声警報を発する区域(以下「警報区域」という。)は、次に定めるところによること。

イ 感知器作動警報の警報区域は、作動した感知器が設けられた住戸等及び共用部分とすること。

ロ 火災警報の警報区域は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室において火災の発生が確認された場合 当該住戸、共用室及び管理人室のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段(省令第2条第7号に規定する開放型階段をいう。以下同じ。)を除く。)のうち、6以上の階にわたらない部分を1の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、1階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ロ) 倉庫等(倉庫(室の面積が4平方メートル以上のものをいう。)、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。)又は共用部分(階段室等及びエレベーターの昇降路を除く。以下この(ロ)において同じ。)において火災の発生が確認された場合 当該倉庫等又は共用部分のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段を除く。)のうち、6以上の階にわたらない部分を1の区域として当該区域、その直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の存する階が2階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、1階に存する場合にあっては 出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上 階及びその他の地階

(ハ) 階段室等において火災の発生が確認された場合 次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 及び b に定める範囲

 a 階段室型特定共同住宅等 当該階段室等(開放型階段を除く。)、当該階段室等に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分(エレベーターの昇降路を除く。以下この(ハ)において同じ。)

 b 廊下型特定共同住宅等 共用部分

(ニ) エレベーターの昇降路において火災の発生が確認された場合 次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 及び b に定める範囲

 a 階段室型特定共同住宅等 1の階段室等に主たる出入口が面する住戸等又は 共用部分及び当該階段室等(開放型階段を除く。)のうち、6以上の階にわたらない部分を1の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室並びに当該警報区域内の住戸等及び共用部分

 b 廊下型特定共同住宅等 エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び 共用部分

(5) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器作動警報は、感知器が作動した旨の信号を受信してから火災警報が発せられるまで又は当該感知器作動警報の停止操作がされるまでの間、第1シグナル、感知器作動警報のメッセージ、1秒間の無音状態の順に連続する警報を1単位として、これを連続して繰り返すものであること。

(ロ) 火災警報は、第1シグナル、火災警報のメッセージ、1秒間の無音状態、第1シグナル、火災警報のメッセージ、1秒間の無音状態、第2シグナルの順に連続する警報を1単位として、これを10分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ 音声警報の機能は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器が作動した旨の信号を受信した場合に、自動的に感知器作動警報を行うこと。

(ロ) 感知器が作動した旨の信号を受信した後感知器作動警報を停止させずに2分以上5分以下の範囲で任意に設定した時間が経過した場合又は火災信号を受信した場合は、自動的に火災警報を行うこと。

(6) 住戸の外部から、自動試験機能(中継器規格省令第2第12号に規定する自動試験機能をいう。)又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている共同住宅用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。

十 戸外表示器は、次に定めるところによること。

(1) 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

(2) (1)に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

十一 規則第24条第9号の規定は、共同住宅用自動火災報知設備について準用する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。附 則(平成20年12月26日消防庁告示第30号) この告示は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。附 則(平成22年2月5日消防庁告示第2号) この告示は、公布の日から施行する。

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

(平成18年5月30日)(消防庁告示第19号)改正

平成20年12月26日消防庁告示第30号 同 22年2月5日同 第2号 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第3条第2項第4号ホの規定に基づき、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。)第3条第3項第4号へに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住戸用受信機 住戸用自動火災報知設備の受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第2条第7号に規定する受信機のうち、P型3級受信機又はGP型3級受信機に限る。)であって、住戸等(省令第2条第2号に規定する 住戸等をいう。以下同じ。)及び共用部分(省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)に設ける感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第2条第1号に規定する感知器をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

二 音声警報装置 感知器又は住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、音声又は音響により火災の発生を報知するものをいう。

三 補助音響装置 住戸等及び共用部分にいる者に対し、有効に音声警報又は音響警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報又は音響警報を発する装置をいう。

四 戸外表示器 住戸等の外部において、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第3 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第3条第3項第4号ロにおいてその例によることとされる省令第3条第3項第3号イただし書の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

- (1) 住戸用自動火災報知設備の1の警戒区域の面積が住戸等にあつては150平方メートル以下、共用部分にあつては500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等(省令第2第1号に規定する特定共同住宅等をいう。)の2の階にわたる場合又は第2号(1)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。
- (2) (1)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等(特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号。(3)において「構造類型告示」という。)第2第4号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)にあつては、1の階段室等(省令第2条第5号に規定する階段室等をいう。以下同じ。)のうち、6以上の階にわたらない部分を1の警戒区域とすること。
- (3) 廊下型特定共同住宅等(構造類型告示第2第5号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の階段室等にあつては、当該階段室等ごとに1の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

- (1) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下へ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するものの煙感知器

ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが15メートル以上20メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが20メートル以上の場所 炎感知器

ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第2条第19号の3に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であつて、差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種

ト 共用室(省令第2条第3号に規定する共用室をいう。)及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち

特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(2) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分の廊下及び通路にあつては、歩行距離15メートルにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあつては歩行距離30メートル(3種の感知器にあつては20メートル)につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

(3) 感知器は、住戸用受信機に接続すること。

三 中継器は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第23条第9項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。)第2条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。)を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第1号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること。

四 配線は、規則第24条第1号(チを除く。)及び第5号の2ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(1) 電源から住戸用受信機(監視状態を60分間継続した後、10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。)までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置(住戸用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

(2) 住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸等の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

五 住戸用受信機は、規則第24条第2号(イ及びロに限る。)及び第6号並びに第24条の2第一1(ハ及びニを除く。)及び第4号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(1) 住戸等及び共用部分に設けること。

(2) 住戸等及び共用部分で床面積が百50平方メートルを超えるものに設けないこと。

(3) 住戸等に設けられた住戸用受信機にあつては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。

(4) 警報を停止できる機能を設けることができること。

六 電源は、規則第24条第3号の規定の例によること。ただし、住戸等に設ける住戸用

受信機の電源にあつては、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。

七 音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。以下(1)、(3)及び(6)において同じ。)は、次に定めるところによること。

(1) 音声警報装置の音圧は、音声警報装置から1メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

(2) 音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。ただし、有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

(3) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ シグナルは、非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号)第4第3号(2)に定めるところによること。

ハ メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

ニ 音声警報音は、サンプリング周波数8キロヘルツ以上及び再生周波数帯域3キロヘルツ以上 AD—PCM 符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(4) 音声警報を発する区域は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ 住戸等において火災の発生が確認された場合 当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分

ロ 共用部分において火災の発生が確認された場合 当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域

(5) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、第1シグナル、メッセージ、1秒間の無音状態、第1シグナル、メッセージ、1秒間の無音状態、第2シグナルの順に連続する警報を1単位として、これを10分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ 火災信号を受信した場合に、自動的に音声警報を行うこと。

(6) 住戸の外部から、自動試験機能(中継器規格省令第2条第12号に規定する自動試験機能をいう。)又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている住戸用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。 8 音

響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあつては、前号((1)、(3)イ及びハ並びに(5)イを除く。)及び第4第1号(1)に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであること。

八 音響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあつては、前号((一)、(三)イ及びハ並びに(五)イを除く。)及び第四第一号(一)に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであること。

九 戸外表示器は、次に定めるところによること。

(1) 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であつて、作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。)が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

(2) (1)に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第4 共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用非常警報設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次に定めるところによること。

(1) 音圧は、音響装置の中心から1メートル離れた位置で90デシベル以上であること。

(2) 1の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一斉に鳴動させることができること。

(3) 廊下型特定共同住宅等にあつては、廊下の各部分から1の音響装置までの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(4) 階段室型特定共同住宅等にあつては、1階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。

二 起動装置は、規則第25条の2第2項第2号の2(イを除く。)の規定によるほか、各階ごとに、階段付近に設けること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあつては、1階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けることができる。

三 操作部(起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。)は、次に定めるところによること。

- (1) 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- (2) 1回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。

四 配線は、規則第25条の2第2項第4号の規定の例によること。

五 非常電源は、規則第25条の2第2項第5号の規定の例によること。

附 則 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日消防庁告示第30号）この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月5日消防庁告示第2号）この告示は、公布の日から施行する。

戸外表示器の基準

平成18年5月30日

消防庁告示第20号

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）第3第10号（2）及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）第3第9号（二）の規定に基づき、戸外表示器の基準を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号。第2第11号において「共同住宅用自動火災報知設備告示」という。）第3第10号（2）及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号。第2第11号において「住戸用自動火災報知設備等告示」という。）第3第9号（2）に規定する戸外表示器の基準を定めるものとする。

第2 構造及び機能

戸外表示器の構造及び機能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品を取替えが容易にできること。
- 二 耐久性を有すること。
- 三 水滴が浸入しにくいこと。
- 四 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- 五 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。
- 六 不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。
- 七 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- 八 部品は、機能に異常が生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- 九 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- 十 定格電圧は、60ボルト以下であること。ただし、附属装置にあっては、この限りでない。
- 十一 共同住宅用受信機（共同住宅用自動火災報知設備告示第2第1号に規定する共同住宅用受信機をいう。以下同じ。）又は住戸用受信機（住戸用自動火災報知設備等告示第2第1号に規定する住戸用受信機をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。

十二 音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から1メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

十三 作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第2号に規定する住戸等をいう。）の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器をいう。）が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。

十四 作動表示灯は、周囲の明るさが300ルクスの状態において、前方3メートル離れた地点で点滅していることが明確に識別することができること。

十五 共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。

十六 周囲の温度が零下10度以上50度以下の場合、機能に異常を生じないものであること。

十七 通電状態において、温度40度で相対湿度85パーセントの空气中に1時間放置した場合、機能に異常を生じないものであること。

十八 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が5メガオーム以上であること。

十九 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、50ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い実効電圧500ボルト（定格電圧が60ボルトを超え百50ボルト以下のものにあつては1000ボルト、定格電圧が百50ボルトを超えるのものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1000ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、1分間これに耐えること。

第3 附属装置

戸外表示器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第4 表示

戸外表示器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 型式番号
- 二 製造年月
- 三 製造者名又は商標

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年11月30日消防予第500号

凡例

消防法（昭和23年法律第186号）……………「法」
消防法施行令（昭和36年政令第37号）……………「令」
消防法施行規則（昭和36年省令第6号）……………「規則」

特定共同住宅等における必要とされる防火
安全性能を有する消防の用に供する設備等
に関する省令（平成17年総務省令第40号）……………「40号省令」

特定共同住宅等における必要とされる防火
安全性能を有する消防の用に供する設備等
に関する省令等の運用について
（平成17年消防予第188号通知）……………「188号通知」

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定
める件（平成17年消防庁告示第2号）……………「位置・構造告示」

特定共同住宅等の構造類型を定める件
（平成17年消防庁告示第3号）……………「構造類型告示」

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び
維持に関する技術上の基準を定める件
（平成18年消防庁告示第17号）……………「17号告示」

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持
に関する技術上の基準を定める件
（平成18年消防庁告示第18号）……………「18号告示」

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常
警報設備の設置及び維持に関する技術上の基
準を定める件（平成18年消防庁告示第19号）……「19号告示」

戸外表示器の基準を定める件
（平成18年消防庁告示第20号）……………「20号告示」

**1 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」
(平成17年総務省令第40号)関連**

問1 電気室、受水槽室、ポンプ室、トランクルームは住戸等に該当するか。

(答) お見込みのとおり。ただし、共用部分に設ける4平方メートル未満の独立した一住戸専用のトランクルームは住戸等に該当しない。

問2 キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールームは、共用室に該当するか。

(答) お見込みのとおり。

問3 エントランスホール内に設ける談話スペース等は、共用部分に該当するか。

(答) 室の形態を有さない場合は、お見込みのとおり。

問4 「消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置維持義務を課している消防設備等の代替設備等を用いる場合の留意事項について」(平成16年7月23日付け消防予第126号通知)において、付加条例により設置・維持義務を課している消防用設備等に代えて、消防長等が当該消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を認めるための根拠規定については、
「①条例により令第29条の4に準じた包括的な規定を設ける方法」又は「②令第32条に準じた既定の条例規定を根拠条文」のいずれかによることが適当であることとされているが、付加条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて用いる消防の用に供する設備等の技術基準は、40号省令等に準じたものとするのが適切であるか。

(答) お見込みのとおり。

問5 40号省令第3条第1項及び第4条第1項において、「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が示されているが、「通常用いられる消防用設備等」の欄に掲げられていない消防用設備等は、令の技術基準に従って設置する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問6 地階を除く階数が11以上の二方向避難型特定共同住宅について、10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合には屋内消火栓設備の設置は必要ないと解してよい。

(答) 40号省令及び17号告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、お見込みのとおり。

問7 40号省令第3条第2項第1号イにより、住戸、共用室及び管理人室には住宅用消火器を設置することとされているが、規則第6条に従い当該住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20メートル以下となるよう共用部分に消火器を設置した場合は、住宅用消火器の設置を免除してよいのか。

(答) 差し支えない。

問8 40号省令第3条第2項第1号ロに規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、どの範囲までをいうのか。

(答) 廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20メートル以内の部分を用いる。

問9 厨房には、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド、共同住宅用自動火災報知設備の感知器、住戸用自動火災報知設備の感知器の設置は必要か。

(答) ヘッド又は感知器の設置が必要である。なお、厨房は居室の一部として取り扱われたい。

問10 40号省令第3条第3項第1号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除の要件の一つである内装制限について、「住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、」と規定されているが、内装制限が必要となる室の範囲はどこか。

(答) 住戸、管理人室及び共用室のうち、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）は内装制限の対象となるが、便所、浴室、4平方メートル未満の収納室、廊下等については内装制限の対象とならないものとして取り扱われたい。

問11 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第3項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問12 40号省令第5条第2項において共同住宅用連結送水管の放水口及び共同住宅用非常コンセント設備は、特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように設置することとされているが、「特定共同住宅等の各部分」にはバルコニーを含むと解してよいのか。

(答) お見込みのとおり。

問13 11階以上の特定共同住宅等について、共同住宅用連結送水管の放水口を3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設置する場合、40号省令第5条第2項第1号ハの規定により令第29条第2項第4号ハの例によることとされる「放水用器具を格納した箱」の設置階は如何にすべきか。

(答) 11階以上の階に設置されたい。この場合、11階以上に設ける放水口は11階を起点とし、「放水用器具を格納した箱」と同一の階に設けることとされたい。

2 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」(平成17年8月12日消防予第188号)関連

問14 メゾネット型住戸に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の技術上の基準を適用する場合は、次のように取り扱ってよい。

- (1) メゾネット型住戸の上階のみにスプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体にスプリンクラー設備を設置する必要がある。
- (2) メゾネット型住戸が存する階段室型特定共同住宅等に共同住宅用連結送水管の放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。

(答) (1) 及び (2) とともに、お見込みのとおり。

問15 令別表第一(5)項ロの用途が存する(16)項に掲げる防火対象物について、令第8条に規定する区画により(5)項ロに供する部分を区画した場合は、40号省令を適用できると解してよい。

(答) お見込みのとおり。

問16 188号通知第1第4号において「独立した用途に供される部分」は、住戸とみなして40号省令を適用しても差し支えない旨が示されているが、150平方メートル以内ごとの防火区画の構造はどのようにすべきか。

(答) 「独立した用途に供される部分」と住戸等及び共用部分を区画する床又は壁は、位置・構造告示第3第3号に規定する基準に適合する構造とする必要がある。

問17 188号通知第2第2号において、特定共同住宅等の住戸等の区画に用いる床又は壁は「堅牢かつ容易に変更できない構造を有すること。」とされているが、乾式壁の使用は認められるか。

(答) 次により適切な施工管理体制が整備されている場合は、お見込みのとおり。

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

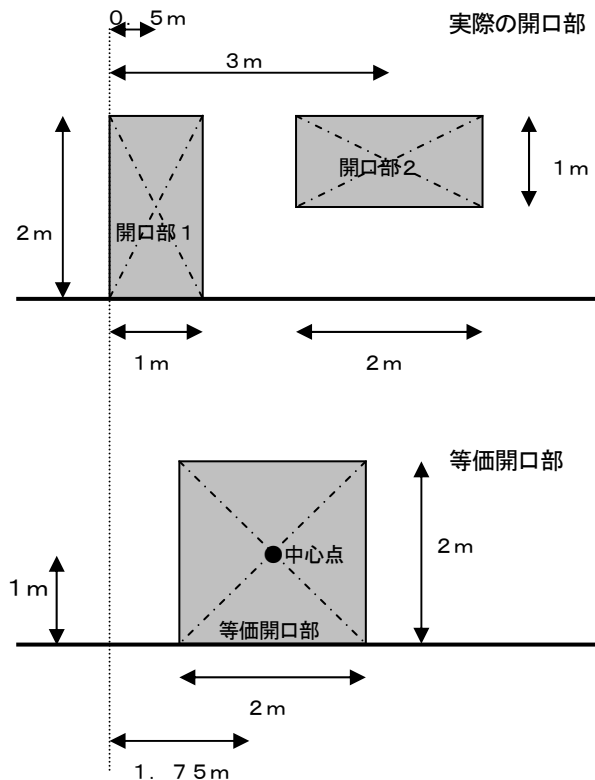
問18 特定光庭の判定は、188号通知第2第5号～第8号に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について等価開口部を算定し、非出火想定住戸等のすべての開口部(火災住戸等より下部にある住戸等もすべて含む。)について受熱量を求める必要があるのか。

(答) 光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるが、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要がある。

問 19 「等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点」は、どのように設定するのか。

(答) 等価開口部の合成方法は、188号通知第2第5号(1)に示したとおりであるが、等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置である。なお、次に設定例を示すので参照されたい。

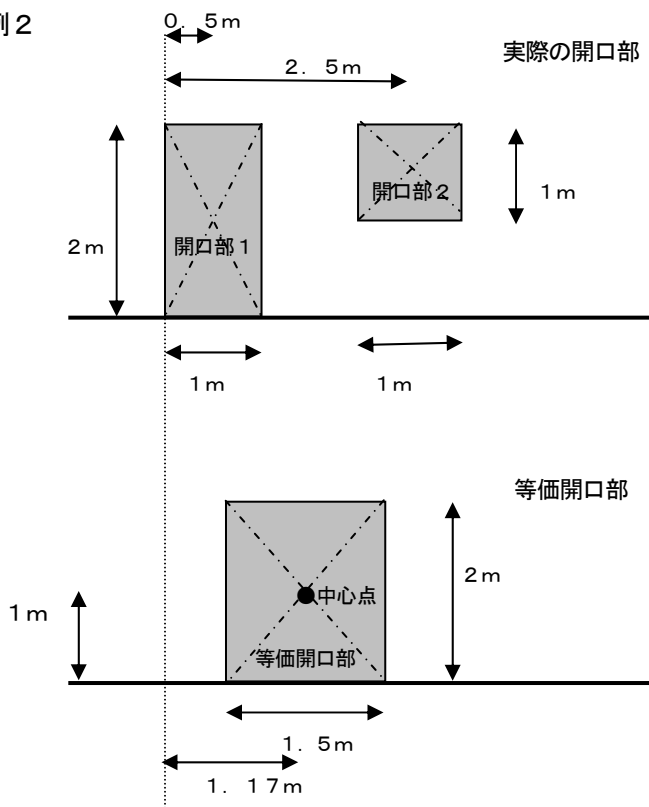
設定例 1



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 4m^2
- ③ 従って、幅は2m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 2.0 \times 3.0$ (開口部2)
 $= 4.0 \times L$ (等価開口部)
となることから左破線より右側に $L = 1.75\text{m}$ (高さ 1m) が中心点となる。

設定例 2



等価開口部の求め方

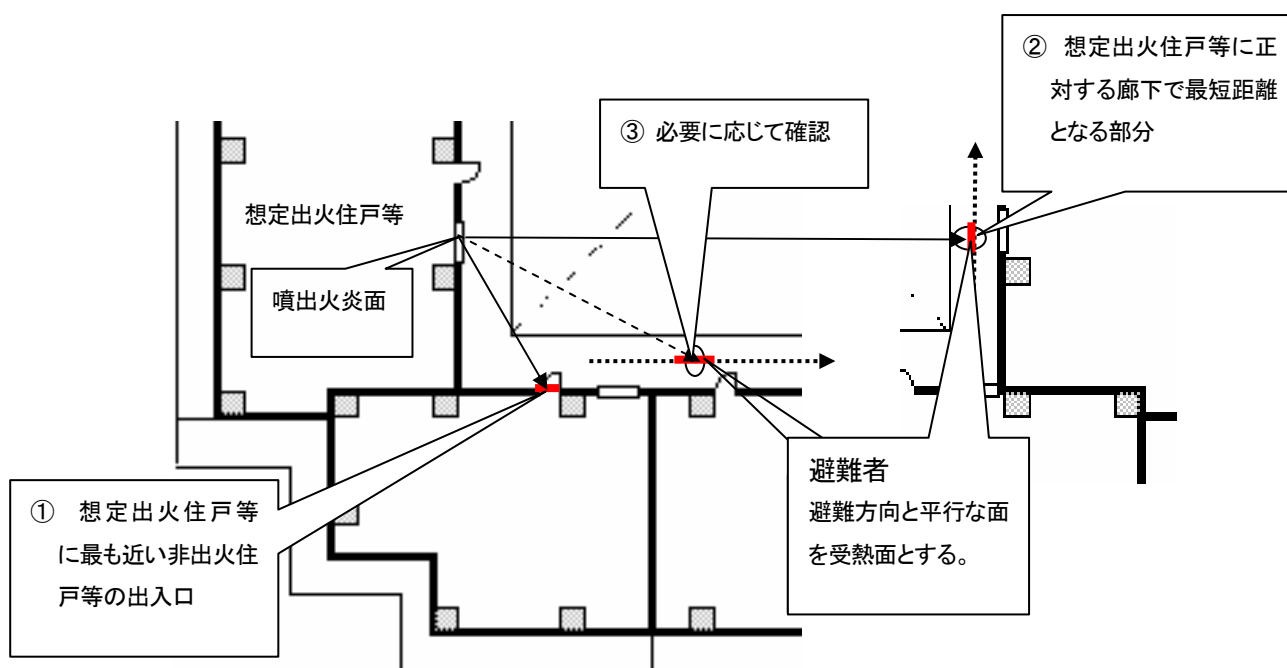
- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 3m^2
- ③ 従って、幅は1.5m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 1.0 \times 2.5$ (開口部2)
 $= 3.0 \times L$ (等価開口部)
となることから、左破線より右側に $L = 1.17\text{m}$ (高さ 1m) が中心点となる。

問 20 避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面（避難者）と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、どのように求めたらよいか。

（答） 188号通知第2第5号（1）～（3）の値は、想定出火住戸等を定めれば当該住戸等の開口条件から定められる。また同号（4）及び（5）から避難する者が受ける受熱量

$$q = 100 \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S \text{ であるが、} \pi \text{ 及び } S \text{ は一定なので } q = k \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{d^2} (k \text{ は定数}) \text{ となる。}$$

この場合の q の値は、等価開口部と避難する者との距離の他に、避難する者の受熱面に対する形態係数によって定まるため一概に言えないが、①想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分及び②想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部における受熱量を求める必要がある。なお、これらの部分における受熱量が3キロワット毎平方メートルに近い値となる場合は、③受熱量が大きくなると想定される廊下中央部の受熱量も求める必要がある。



問21 188号通知第2第7号図7において、Dは二つあるがどちらのDで光庭の高さを除するのか。

(答) 開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で算定されたい。なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のDにおいて計算を行われたい。

問22 188号通知第3第1号(1)②に示す「避難上支障のない幅員」とはどの程度か。また、隔板に用いる材質は難燃材料としてよいのか。

(答) 前段、60センチメートル以上とされたい。なお、車椅子を使用しての避難が想定される場合は80センチメートル以上とすることが望ましい。

後段、お見込みのとおり。なお、高さを80センチメートル以上とし、容易に破壊できるものとする必要がある。

問23 188号通知第3第2号(4)図22において廊下端部aが閉鎖されていない場合における廊下の開放性の検証はどのようにすればよいのか。

(答) 188号通知第3第2号(5)により、廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行うこととされたい。

3「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)関連

問24 位置・構造告示第3第2号により、共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは準不燃材料であることが求められているが、当該共用部分には外気に開放された廊下及び階段室等も含まれるか。

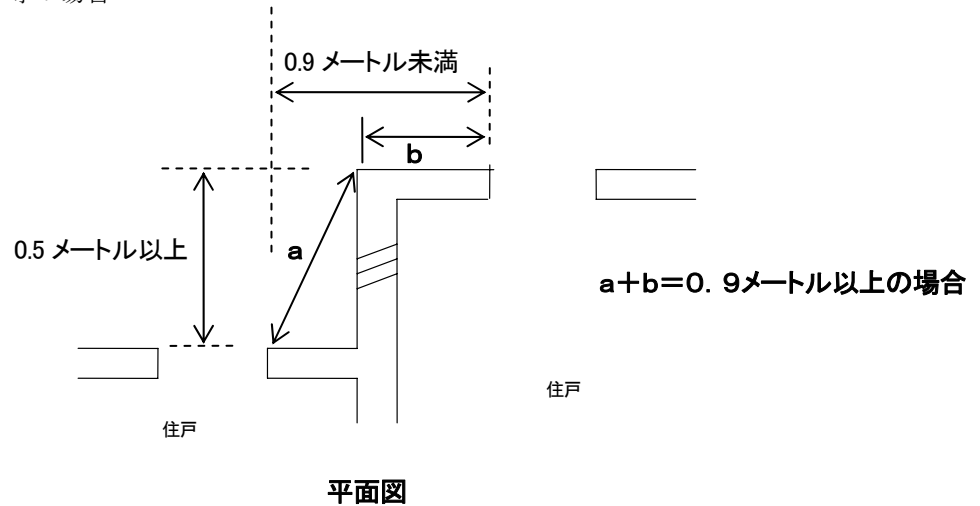
(答) お見込みのとおり。

問25 バルコニー等に面する開口部の両端から側方50センチメートル以内となる範囲及び当該開口部の前面から50センチメートル以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、位置・構造告示第3第3号(2)の規定を満たしているといえるか。

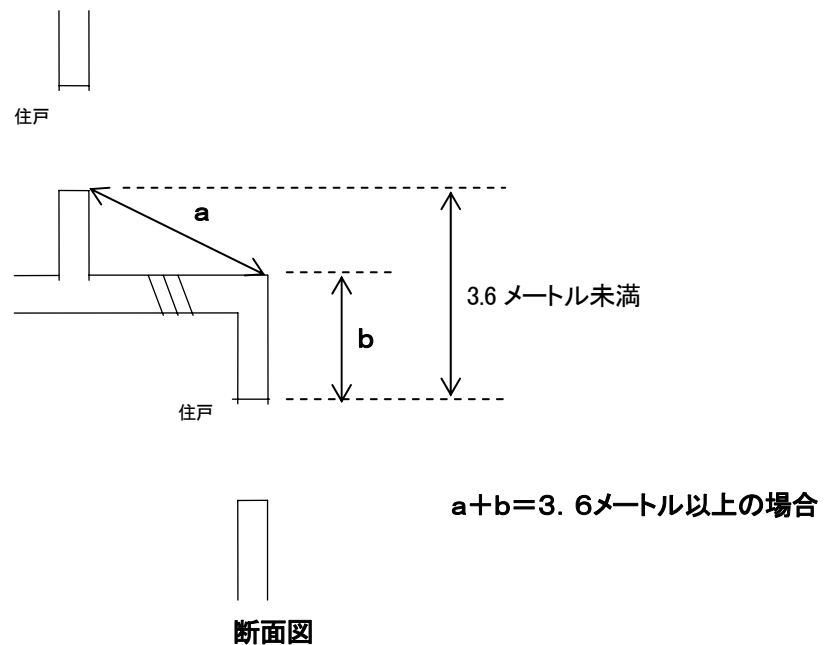
(答) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものにあつては、お見込みのとおり。

問26 位置・構造告示第3第3号(2)により、住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」と規定されているが、(1)及び(2)の場合は、これと同等とみなしてよいか。

(1) 隣接する住戸等の場合



(2) 上下に位置する住戸等の場合



(答) (1) 及び (2) とともにお見込みのとおり。

問27 位置・構造告示第3第3号(3)への規定により、二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の一の開口部の大きさは2平方メートル以下とされているが、開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は、一の開口部の面積を4平方メートル以下としてよい。

(答) 差し支えない。

問28 位置・構造告示第3第3号(4)への「可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、具体的にどのような措置を講ずればよい。

(答) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないように、断熱材による被覆等の措置を講ずることをいう。

問29 位置・構造告示第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部も含まれる。

(答) 含まない。

4 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)関連

問30 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることが可能。

(答) 差し支えない。

問31 特定共同住宅等に存する全ての住戸、共用室及び管理人室について、二以上の異なった避難経路を確保しないと二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うことはできない。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除き、お見込みのとおり。

問32 メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うためには、各階毎に二方向避難を確保する必要がある。

(答) お見込みのとおり。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。

問33 開放型特定共同住宅等と取り扱うためには、火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有することが必要。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分を除き、お見込みのとおり。

問 34 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性を有すると認められたものを開放型特定共同住宅等として取り扱う必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問35 開放型特定共同住宅等に該当することの判定に当たって、住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性を検証する必要はないか。

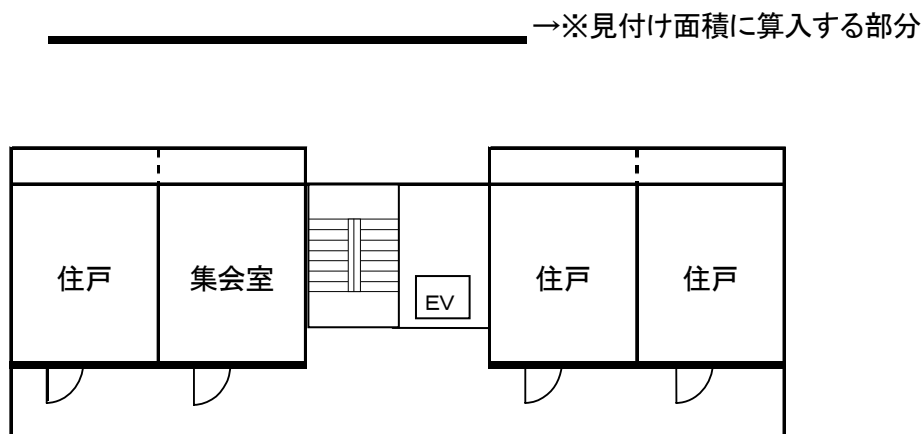
(答) お見込みのとおり。

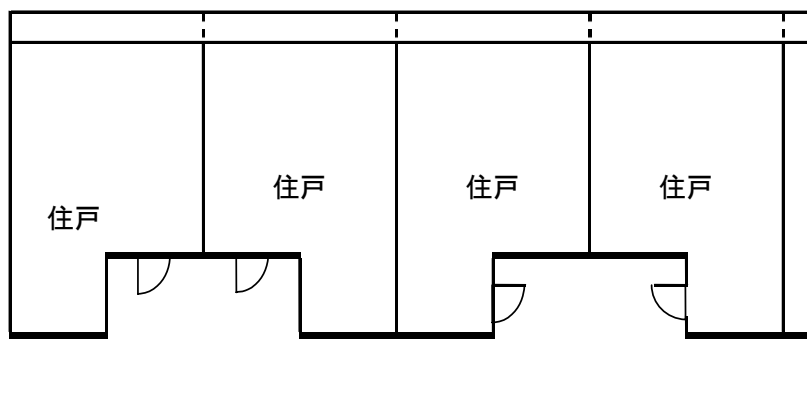
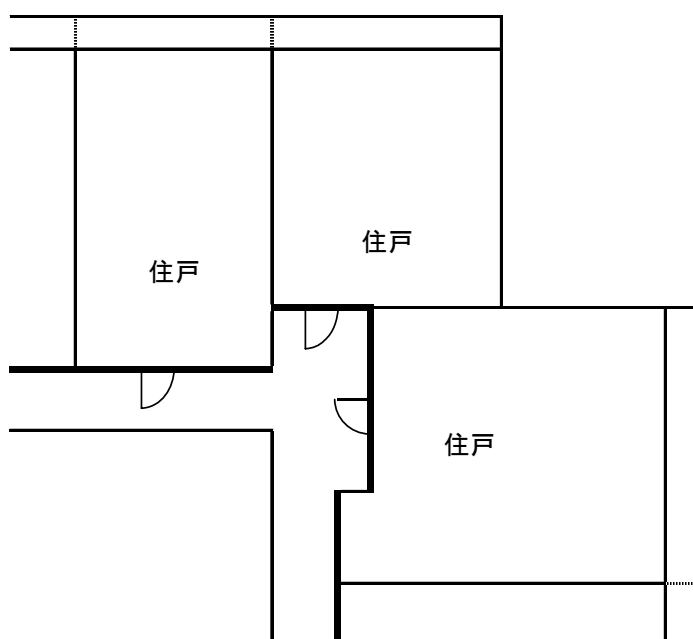
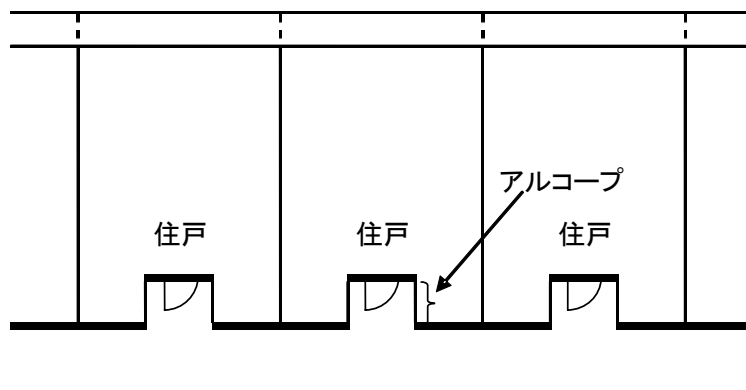
問36 構造類型告示第4第2号(3)において、直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合の、当該エントランスホール等に面する住戸等からの避難経路について規定されているが、住戸、共用室、管理人室、倉庫及び機械室のいずれもエントランスホール等を経由しないで避難することができる経路を確保する必要があるか。

(答) 就寝又は入浴を伴う管理人室、住戸又は共用室が、直接外気に開放されていないエントランスホール等に面している場合に限り、避難経路を確保する必要がある。

問37 構造類型告示第4第2号(4)の規定に基づき、開放型特定共同住宅等の判定を行うに当たり、廊下の見付面積として算入する部分を例示されたい。

(答) 次図によられたい。





問38 開放型特定共同住宅等の廊下の外気に面する部分に風雨等を遮るために防風スクリーン等を設けた場合、当該部分は開放計算上、開放部分とみなしてよいか。

(答) 防風スクリーン等を設けた部分は、開放部分とみなすことはできない。

5「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第17号)関連

問39 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含した場合、屋内消火栓設備を設置しないことができるか。

(答) お見込みのとおり。ただし、この場合、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示が必要である。

問40 17号告示第2第1号にスプリンクラーヘッドの設置方法が規定されているが、同一の居室内に2以上のスプリンクラーヘッドを設ける場合には、どのように設置すべきか。

(答) スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3メートル以下とならないように設置すること。ただし、設置上3メートル以上離すことができない場合であって、当該ヘッドの製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。

問41 17号告示第2第3号において「共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、音声警報装置を設けないことができる。」とされているが、「共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置」は共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置の基準を満たすことが必要か。

(答) お見込みのとおり。

問42 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、一の区域表示は各階ごとに行うものとした上で、一辺100メートル以下で1500平方メートル以下の区域としてよいか。

(答) 差し支えない。ただし、この場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示することが望ましい。

問43 17号告示第2第3号(4)ロにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の表示装置の設置場所、また18号告示第3第6号(2)において共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機の設置場所の規定があるが、管理人室に常時人はいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の所要の措置が講じられている場合又はスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示や感知器から火災信号を受信した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けてよいか。

(答) 差し支えない。

問44 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)並びに18号告示第3第9号(4)ロ(イ)a及び(ロ)aに、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の音声警報を発する区域として、階段室型特定共同住宅等についてはエレベーターの昇降路を含むことがあるとされているが、当該警報は、エレベーター籠内又はエレベーターの昇降路部分から水平距離8メートル以内に設置された音声警報装置によることとしてよい。

(答) お見込みのとおり。

問45 17号告示第2第3号(6)へにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置には、住戸、共用室又は管理人室ごとに当該装置の音声警報を停止できる機能を設けることができるとされているが、共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機に当該機能を設けた場合でも、17号告示第2第3号の規定により共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置に代えて共同住宅用受信機の音声警報装置を用いることができるか。

(答) お見込みのとおり。

問46 17号告示第2第8号に非常電源の容量について規定されているが、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が5未満の場合でも、5住戸分の容量の非常電源が必要か。

(答) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等の数が5未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源で足りるものである。

問47 規則第12条第1項第8号に規定する高層建築物、大規模建築物に該当する特定共同住宅等には、総合操作盤を設置することが必要か。

(答) お見込みのとおり。ただし、特定共同住宅等のうち、監視・制御する設備が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視・制御が行える場合は、令第32条を適用し総合操作盤を設置しないことができる。

6「共同住宅用自動火災設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第18号)関連

問48 メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよい。

(答) 差し支えない。

問49 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、18号告示第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものとして取り

扱ってよいか。

(答) お見込みのとおり。

問50 18号告示第3第2号(1)において、階段及び傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設けることとされているが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えないか。

(答) 認められない。階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設置する必要がある。

問51 18号告示第3第2号(3)において、「住戸、共用室及び管理人室」以外の部分に設ける感知器は、住棟受信機に接続することとされているが、倉庫、機械室等について、共同住宅用受信機を介して住棟受信機に接続してよいか。

(答) 共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合は、差し支えない。

問52 18号告示第3第3号において、外部試験器を接続することにより遠隔試験機能を有する中継器は、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けることとされているが、外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターボックス内又は戸外表示器併設としてよいか。また接続端子を収納する外箱を難燃性としてよいか。

(答) 前段、後段とも差し支えない。

問53 18号告示第3第4号(2)において、共同住宅用自動火災報知設備の非常電源から共同住宅用受信機までの配線のうち、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」の配線は耐熱配線とすることができることとされているが、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは具体的などのような部分を指すのか。

(答) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分をいう。

問54 18号告示第3第5号において、共同住宅用受信機は規則第24条第2号イの規定の例によることとされているが、感知器の作動した警戒区域を表示しなくても、火災表示により火災の発生した住戸等を特定することで足りることとしてよいか。

(答) 警戒区域を表示する機能を有しない共同住宅用受信機にあつては、お見込みのとおり。

問55 18号告示第3第5号(2)及び19号告示第3第5号(2)において共同住宅用受信機及び住戸用受信機は、床面積が150平方メートルを超える住戸等に設けないこととされているが、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150平方メートルを超える場合、どのようにすべきか。

(答) 補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機を設置することができ

る。

問56 18号告示第3第6号(3)において、同一敷地内に複数の特定共同住宅等があっても火災発生時に円滑な対応ができる場合は、棟ごとに住棟受信機を設けることを要しないとされているが「当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

(答) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等をいう。

問57 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式としては、内線規程(J E A C - 8 0 0 1 - 2 0 0 5、日本電気協会)の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」とされていることから、下図による方式としてよいか。

図1 (電流制限器がある場合)

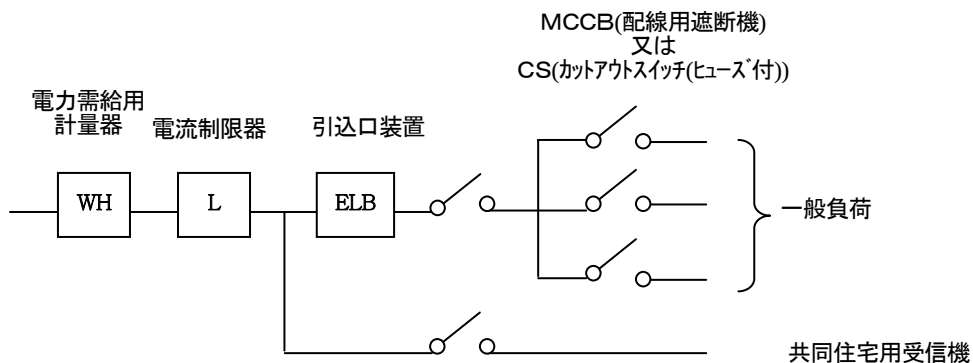
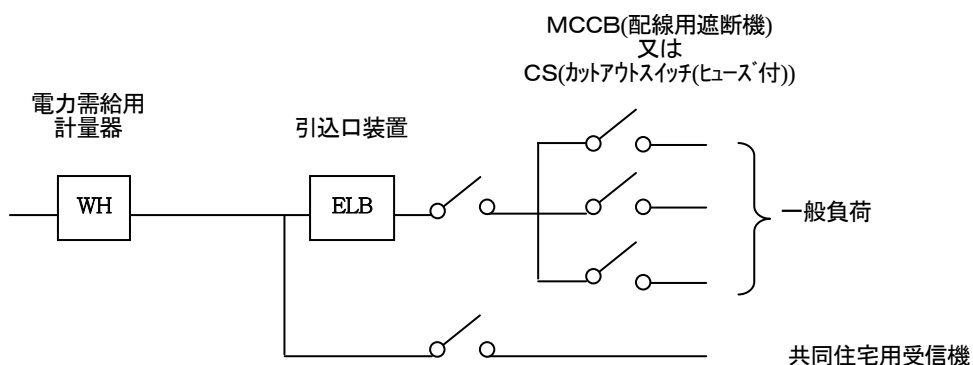


図2 (電流制限器がない場合)



注： 引込口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができるとされている。

(答) 差し支えない。なお、この方式は、交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断されても電源機能に支障を生じないことが目的で、未入居、長期の留守等により住戸等が未警戒となることを防止する上でも有効な配線方式であるが、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できない場合にあっては、次の措置が講じられていることが必要となる。

- ① 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- ② 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理をしている者等が周知していること。
- ③ 特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

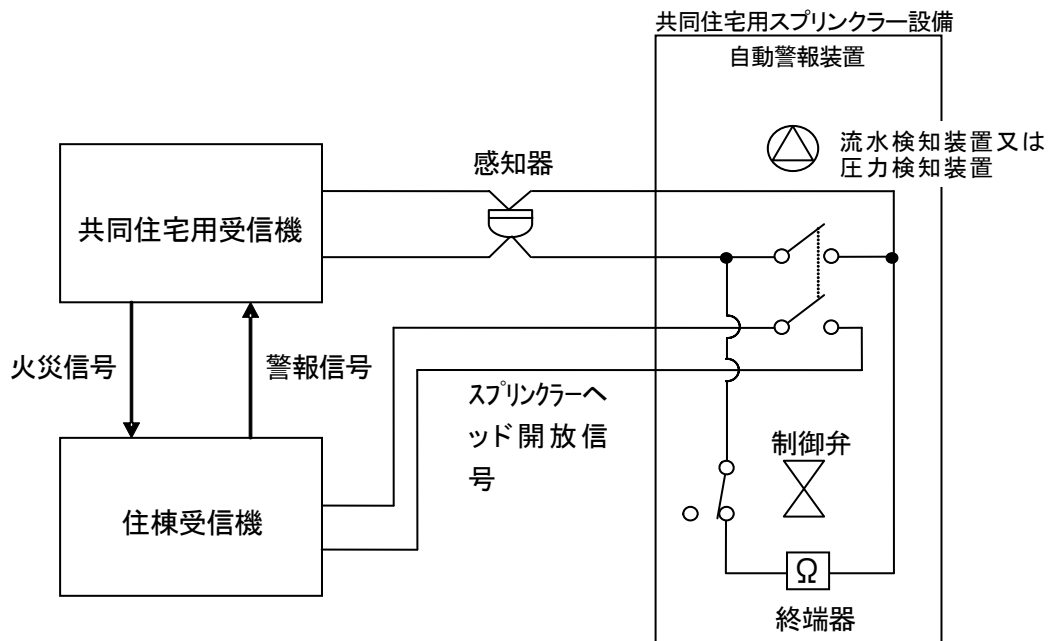
問58 18号告示第3第8号(2)において「共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。」とあるが、具体的にどのような措置をいうのか。

(答) 住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、18号告示第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合等をいう。

問59 18号告示第3第9号(3)ホに、音声警報装置の火災警報のメッセージの内容が規定されているが、「火災が発生した場所」は「この近所」とすることが可能か。また、出火住戸については、火災警報のメッセージから発生場所を省略することが可能か。

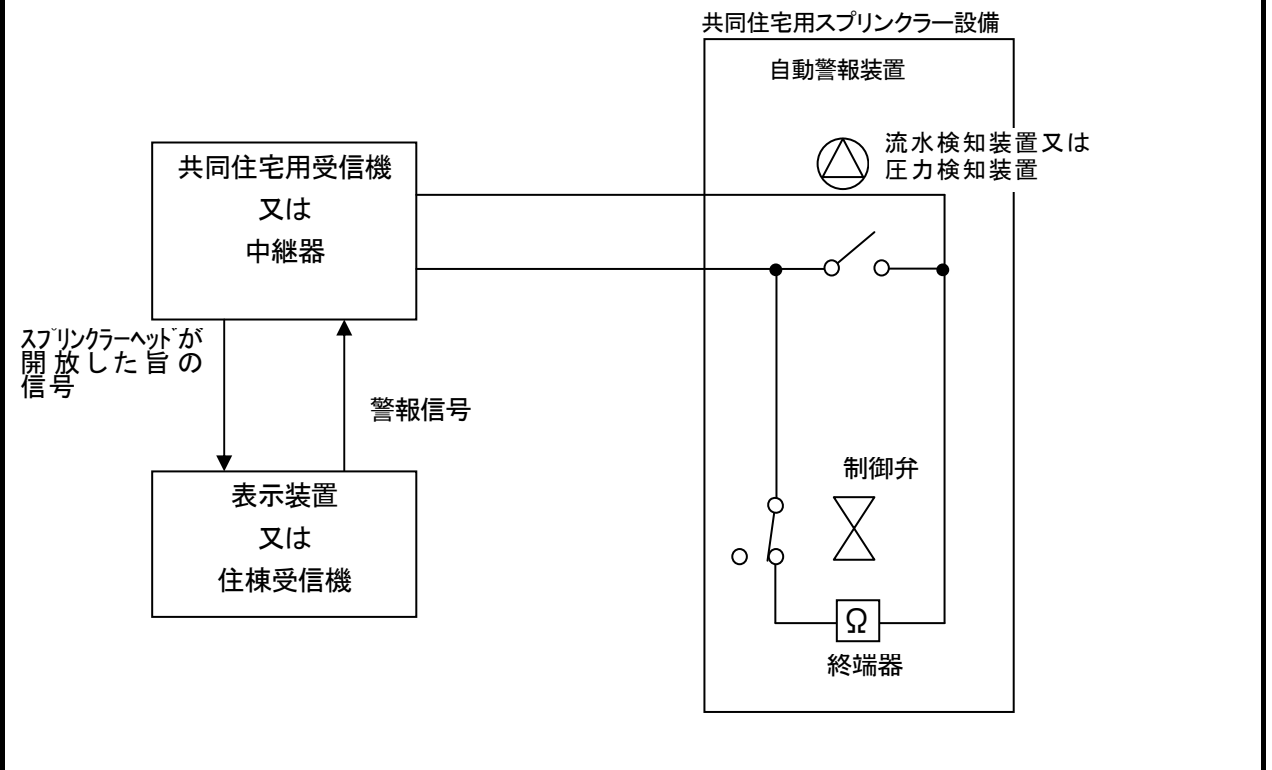
(答) 前段、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合は差し支えない。
後段、差し支えない。

問60 共同住宅用スプリンクラー設備と共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される住戸、共用室又は管理人室において、下記のように共同住宅用受信機に接続させることは差し支えないか。



(答) 差し支えない。

問61 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができれば、下図のように接続してよいか。



(答) 差し支えない。

7「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号)関連

問62 19号告示第3第2号(3)に、住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設ける感知器について、防災センター等又は管理人室等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続してよいか。

(答) 差し支えない。

問63 19号告示第4第1号(4)及び第2号に、階段室型特定共同住宅等に設ける共同住宅用非常警報設備の音響装置及び起動装置の設置方法が規定されているが、傾斜地に存すること等により地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに音響装置及び起動装置を設けることとすべきか。

(答) お見込みのとおり。

問64 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてよい。

(答) お見込みのとおり。

8 「戸外表示器の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第20号)関連

問65 20号告示第2第13号の「作動表示灯」と第15号の「通電表示灯」を兼用することは認められるか。

(答) 原則として認められない。ただし、通電表示灯として赤色以外の色で点灯するとともに、作動表示灯として赤色の灯火が点滅する場合は兼用することができる。

9 その他

問 66 「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第22号)第2第2号(1)に規定する「ドデカフルオローニメチルペンタン-三-オンを消火剤とする消火設備」とはどのような設備か。

(答) ドデカフルオローニメチルペンタン-三-オンを消火剤とする消火設備とは、ハロゲン化物消火設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。

消火剤貯蔵容器に充てんされた消火剤を噴射ヘッドから放出するハロゲン化物消火設備に類似する設備で、燃焼連鎖反応の抑制等により消火するものであり、火災の拡大を抑制又は消火する性能を有する設備である。

オゾン層破壊係数が0であること、地球温暖化係数が小さいこと等環境特性が優れている点、消火剤放出後の水損がない点、消火剤自体の人体に対する安全性が高い点などの利点があり、消火実験等により消火性能が確認された無人の電算機室等には有効な消火設備である。

設備の概要は次のとおり。

- ① 放射された消火剤が防護区画の全域に、かつ、速やかに拡散できる性能を確保すること。
 - ・ 防護区画の開口部には、消火剤放出前に閉鎖できる自動閉鎖装置等が設けてあること。
 - ・ 防護区画の換気装置等の機器は、消火剤放出前に停止すること。
 - ・ 防護区画には、圧力上昇を防止するための措置がなされていること。
 - ・ 消火剤放出時に消火剤がガス化すること。
- ② 貯蔵容器の充てん比は、0.7以上1.6以下であること。
- ③ 貯蔵容器には、特殊消防用設備等の一定の性能評価等を受けた容器弁及び安全装置を設けること。
- ④ 放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講じること。
 - ・ 排出ファンの換気能力は1時間あたり5回以上とすること
- ⑤ 特殊消防用設備等の一定の性能評価等を受けた当該設備等の起動、停止等の制御を行う制御盤を設けること。

問 67 「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」（平成18年消防庁告示第22号）第2第2号（2）に規定する「加圧防煙設備」とはどのような設備か。

（答） 加圧防煙設備とは、排煙設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。

耐火構造の床又は壁等で区画するとともに、開口部に特定防火設備である防火戸を設けた特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所を消防活動拠点とし、かつ、当該拠点に給気し加圧することにより、一定の耐熱性能と耐煙性能を確保するとともに、火災室において排煙を行い、煙を制御することにより、火災時において消防隊が行う消防活動を支援する性能を有する設備である。

設備の概要は次のとおり。

- ① 消防活動拠点は、通常の火災規模において内部に消防隊が滞在できること。
 - ・ 温度上昇が10ケルビン以下であること。
 - ・ 壁面、扉等の拠点側表面の温度が100℃以下であること。
 - ・ 加圧することにより、煙の流入を防ぐこと。
 - ・ 扉の開閉に要する力が120ニュートン以下であること。
- ② 消防活動拠点は、水平距離50メートル以内で防火対象物の各部分を包含すること。
- ③ 消防活動拠点には、排煙設備の起動装置、連結送水管の放水口、防災センターとの通話装置等、消防活動に必要な設備を備えていること。
- ④ 消防活動拠点は、消防隊が退避する場合に延焼防止を図る空間として機能すること。
- ⑤ 排煙機は、高温の煙が発生する盛期火災においても性能を確保すること。

問 68 「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」（平成18年消防庁告示第22号）第2第2号（3）に規定する「火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備」とはどのような設備か。

（答） 火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備とは、自動火災報知設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。

従来の自動火災報知設備の感知器による火災感知方法（煙濃度・熱検知）に加え、火災温度上昇速度を監視する機能により、従来の自動火災報知設備より早期に他の消防用設備等及び防火設備等を連動制御することで、避難誘導及び防火区画の形成を行い、より早く安全に避難させる性能を有する設備である。

設備の概要は次のとおり。

- ① 設備の構成について
 - ・ 検定に合格した受信機及び感知器を中心に構成される自動火災報知設備に、火災進展状況の判断及び警報発信機能を有する外部処理装置を付加したシステムであること。
 - ・ 自動火災報知設備からの情報をもとに、外部処理装置のリアルタイム制御機能により火災の進展状況を予測するとともに、初期火災段階での温度上昇に応じて「フェイズ進展警報」を発し、避難安全性確保及び被害拡大防止の観点から、必要とされる他の消防用設備等及び防火設備等の連動制御を行うこと。
- ② フェイズ進展状況の判断機能について
 - ・ 外部処理装置において感知器が設置されている室の条件に基づき、感知器単位でフェイズ進展基準時間を設定するとともに、データベース管理し、火災発生時には感知器の熱検知機能により、温度上昇に要する時間をモニタリングすること。モニタリングした温度上昇所要時間と感知器の設置環境ごとに設定した温度上昇所要時間の基準値を比較することで、火災の進展が設計段階での想定条件より早いと判断した場合には、フェイズ進展警報を発報する

こと。

③ フェイズ進展警報による放送設備の連動制御について

- ・ フェイズ進展警報は、通常の火災確定条件（感知器が火災信号レベルに達し、自動火災報知設備が作動する。）による連動制御とは独立した形で、放送設備の連動制御を行うため、通常の火災確定条件又はフェイズ進展警報のいずれか早い信号をきっかけとして放送設備による火災放送鳴動を行えること。

平成19年9月13日消防予第317号

凡例

○ 消防法

(昭和23年法律第186号)「法」

消防法施行令

(昭和36年政令第37号)「政令」

○ 消防法施行規則

(昭和36年自治省令第6号)「規則」

○ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件

(平成18年消防庁告示第18号)「18号告示」

○ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件

(平成18年消防庁告示第19号)「19号告示」

○ 自家発電設備の基準

(昭和48年消防庁告示第1号)「1号告示」

1 点検関係

(点検時における補助的作業について)

問1 法第17条の3の3の規定に基づき、政令第36条第2項に掲げる防火対象物において点検を行う場合には、当該資格者に点検させることが必要であり、これ以外の者の作業としては補助的な内容(資機材の搬送、足場の固定等)に限られると解されるかどうか。

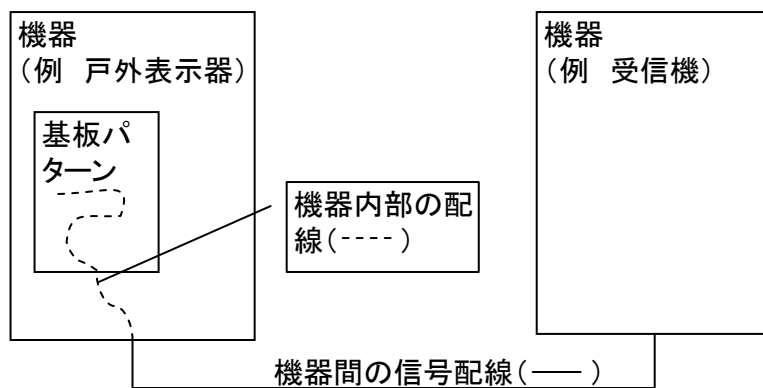
(答) お見込みのとおり。

2 「18号告示」関係

問2 共同住宅用受信機又は住棟受信機の主音響装置が、18号告示第3、九(三)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものと解してよい。

(答) お見込みのとおり。

問3 18号告示第3、四(三)に規定する信号回路の配線とは、機器の接続端子までの配線をいい、機器内の配線及び基板パターンは、含まれないと解してよい。



(答) お見込みのとおり。

なお、この導通試験とは別に、機器内の配線及び基板パターンについても、当該機器としての導通を確認することが必要となることを念のため申し添える。

問４ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）の音声警報装置に代えて、共同住宅用自動火災報知設備と連動した政令第２４条に基づく非常警報設備の放送設備を使用することは可能か。

（答）差し支えない。

３ 「１９号告示」関係

問５ 住戸用受信機の主音響装置が、１９号告示第３、七（三）に適合するものである場合、当該住戸に設ける音声警報装置に該当するものとして解してよいか。

（答）お見込みのとおり。

問６ 共同住宅用非常警報設備の起動装置による音響装置の鳴動方式について、円滑な避難誘導等を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を鳴動させる区分鳴動とし、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとの区分鳴動とすることとしてよいか。

（答）１９号告示第４、一（二）の規定に基づき一斉鳴動もできる措置が講じられている場合は、お見込みのとおり。

4 その他

(自家発電設備について)

問7 1号告示第2、1(3)で常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間は40秒以内であることとあるが、電力を常時供給する自家発電設備においては、停電時においても既に電圧確立状態となっているため、この場合は告示で定める所要時間(切り替え所要時間)は必要ないものと解釈してよいのか。

(答) お見込みのとおり。

なお、電力を常時供給する自家発電設備は、常に電圧確立状態が維持されているため、停電(始動)から電圧確立までの時間(始動時間)を要さないものであり、常用・非常用兼用であっても、点検時以外で始動と停止を繰り返している自家発電設備はこれに含まれないものである。

(消防用設備等の表示灯について)

問8 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の表示灯に平面型の表示灯を設置してもよいのか。

(答) 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備については、それぞれ規則の基準を満たせば、表示灯に平面型の表示灯を認めても差し支えない。

問1 令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合、当該宿泊施設の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であれば、規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に該当することから、規則第28条の2第1項第5号の規定により、地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分には誘導灯の設置を要しないと解してよい。

(答)

お見込みのとおり。

問2 令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、当該宿泊施設の存する階のみに誘導灯を設置することで足りるとしてよい。なお、当該防火対象物は地階、無窓階及び11階以上の階が存しないものである。

- 1 主要構造部が耐火構造であること。
- 2 住戸(宿泊施設として使用される部分を含む。3及び4において同じ。)が耐火構造の壁及び床で、200㎡以下に区画されていること。
- 3 住戸と共用部分を区画する壁に設けられる開口部には防火設備(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。)が設けられていること。
- 4 3の開口部の面積の合計は、一の住戸につき4㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であること。

(答)

差し支えない。

- 問3 令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分のみで構成されている特定共同住宅等(「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)第2条第1号に規定するものをいう。)の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合に、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよい。
- 1 当該宿泊施設が100㎡以下で区画されていること。
 - 2 当該宿泊施設の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下、かつ300㎡未満であること。

(答)

差し支えない。